

渋川市ワーケーション導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、令和の新しい働き方・生き方として期待されるワーケーションの誘致のため、ワーケーションを実施する企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション リゾート地、地方部等普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと又は休暇と併用し、旅先で業務を行う滞在のことをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による群馬県知事の許可を受け、旅館業又はホテル業を営む施設（簡易宿所、下宿及びゴルフ場に附属するものを除く。）をいう。
- (3) 企業等 民間企業、個人事業主、団体等（官公庁、公企業及び政治活動又は宗教活動を行う事業者を除く。）をいう。
- (4) 平日の宿泊 金曜日、土曜日、祝前日及び12月28日から1月3日までを除く日の宿泊をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、テレワーク等の活用を通して柔軟な働き方を推進し、市内の宿泊施設をワーケーションの滞在先として利用しようとする企業等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 渋川市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種又は公序良俗に反する事業を営む者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者に属する者（以

下「社員等」という。)がワーケーションの滞在先として市内の宿泊施設を2泊以上(平日の宿泊に限る。)利用した際に要した宿泊費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ワーケーションに係る社員等の1泊ごとの宿泊費にそれぞれ2分の1を乗じて得た額の合算額とする。ただし、この補助金以外の補助金等を併用する場合は、宿泊費から当該補助金等の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 この補助金の社員等1人当たりの補助限度額は、1泊につき5,000円とする。

4 この補助金の社員等1人当たりの連続利用宿泊日数は、5泊までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。